

貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究

福田 竜一

WTO 体制の発足後、初の多角的貿易自由化交渉であるドーハ開発アジェンダ(DDA)が各国の鋭い利害対立によって停滞を余儀なくされる中、自由貿易協定(FTA)の多発化に表せられるように、貿易自由化交渉は多層的展開を遂げるに至った。FTA が多発化した DDA の立ち上げ前後からその終末期を迎える 2007 年末に至るまでの「貿易自由化交渉の多層的展開期」においては、FTA が多数締結されるといった成果が認められつつも、農産物貿易問題はこれまでと同様に部分的な調整を受けたにすぎず、なお再調整の余地を残したという限界点もあったと推察される。

本研究の第 1 の課題は、貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易問題が発生し、どのようにして調整されたのか、あるいは調整されていなかったのか、その成果と限界の解明を試みることである。第 2 の課題は、貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易問題が調整された結果、どのような経済的影響があるのかを明らかにすることである。本研究では交渉理論を援用した分析によって、農産物貿易問題が貿易自由化交渉全体に与える影響の解明を試みる。第 3 の課題は、多層的展開期における重要農産品の市場アクセス拡大の影響分析を、これまでの分析では必ずしも明示されていなかった関税割当制度(TRQ)やミニマムマーケットアクセス(MMA)を明示した一般均衡モデルを用いて行い、割当量の増大や枠内・枠外関税引き下げの影響を明らかにすることである。

各章の分析の概要とその結論は以下の通りである。

第 1 章では、多層的展開期に締結された 2 国間貿易自由化協定を対象として、農産物貿易問題の発生と調整への接近を試みた。多角的交渉では近い立場にある国同士でも、互いが直接対峙して交渉する 2 国間貿易自由化交渉において、農産物貿易問題が交渉の焦点の 1 つとなることがあった。農産物輸出国としての特質を有している国でも、一部にセンシティブな農産物貿易問題を抱えていることがある。そうした問題はこれまでの多角的交渉では必ずしも明確には現れなかったものの、FTA の多発化によって露呈された。他方 FTA における農産物貿易問題は、GATT（貿易と関税に関する一般協定）規定の柔軟な解釈によって、また FTA 締結に重点を置かざるを得ない事情を抱えた新興経済諸国の通商交渉方針もあって、交渉による問題の部分的調整が図られる余地があった。農産物貿易問題の国内における対立的関係に対しては、当局と利益団体の交渉段階からの密接な関係の構築、あるいは FTA 締結による損害や影響を補償する措置など、各国それぞれの様式によって調整を図っていたことなどを明らかにした。

第 2 章では、農産物輸出国としての立場から農産物貿易自由化を強く主張するアメリカの FTA における農産物貿易問題への接近を試みた。アメリカの FTA の交渉姿勢をみると、

大部分の農産品、とりわけ自国の輸出農産品目で更なる貿易自由化を求めながらも、アメリカは農業利益団体間あるいは行政組織等の利害調整能力を欠くため、同時にセンシティブな農産品の例外化を強く求める姿勢もとらざるをえなかった。その結果として、アメリカは、砂糖や乳製品などに例外化措置、長期間の段階的な国境措置削減、あるいはセーフガードの導入などを盛り込ませており、それらセンシティブ農産品の利益団体の意見に十分配慮して FTA を締結していたことを指摘した。

第 3 章では、農業利益団体の政治的圧力が貿易自由化協定交渉に与える影響を、一般的な 2 国 2 財国際貿易モデルを用いて考察した。FTA 交渉を想定した 2 国間関税削減交渉における国際貿易モデルを用いて、農業利益団体の政治的圧力に影響をうける政府による関税削減交渉が結果的に関税削減を不徹底にすることなど、政治的圧力が貿易自由化交渉に及ぼす影響の理論的帰結を明らかにした。

第 4 章では、米豪自由貿易協定(米豪 FTA)を対象として、自由貿易協定交渉における農産物貿易問題を考察した。農産物輸出国のアメリカ、オーストラリア両国が、直接相対した FTA 交渉では、アメリカのセンシティブ農産物の輸入アクセスの拡大等をめぐって交渉は紛糾した。米豪 FTA によって、一定の農産物市場アクセスの改善が実現されたという評価を下すことは妥当だが、農産物貿易自由化を主張の基本に据える農産物輸出大国同士の FTA としては不完全な内容に止まっていた。また一般均衡モデルの試算結果に交渉理論を援用した分析結果から、重要農産物の除外が交渉の結果を左右するインパクトを持ち、米豪 FTA の合意妥結案にみられるオーストラリア側の譲歩の程度は必要以上であったことなどを指摘した。

第 5 章では、韓国の FTA 締結拡大戦略と農業保護問題の関係を FTA の締結構造分析によって明らかにした。韓国はその経済構造の貿易依存度の高さから、DDA 停滞と各国の FTA 締結競争の激化に直面すると、FTA 締結拡大を志向する戦略を打ち出すことを余儀なくされた。だが同時に農業保護主義は堅持したい韓国は、最重要農産品のコメは FTA から必ず除外する交渉方針を明確にした。しかし、一般均衡モデルの試算結果に基づく FTA 締結構造の分析結果によれば、韓国が FTA 締結拡大による経済的利益を享受することと、その農業保護主義を維持・両立することに困難が伴うことなどを明らかにした。

第 6 章では、アメリカの FTA 拡大路線に伴う各国への牛肉割当枠拡大がいかなる影響を及ぼすのかを分析した。TRQ を明示的に表現することができるモジュールを一般均衡モデルに導入して分析を行い、通常モデルが TRQ をインプリシットにモデルに組み込んでいたという問題点を改善した。オーストラリアとニュージーランドという主要牛肉輸出国との FTA 締結によって、それらへの割当枠の拡大等が実現されるとすれば、すでに NAFTA (北米自由貿易協定)によって TRQ が撤廃されているカナダ、メキシコからアメリカへの牛肉輸出に影響が出ることを示した。

第 7 章では、韓国のコメの MMA 延長措置に伴う、割当枠拡大の影響と仮にコメの関税化を受け入れた場合の関税引き下げの影響を、MMA の仕組みを明示した一般均衡モデルを

用いて分析した。韓国はこれまで締結したすべての FTA でコメの除外を貫いているが、その背景には MMA によるコメの市場アクセスの更なる拡大を余儀なくされていることもあった。今回合意された MMA の更なる拡大によって、韓国国内でのコメ価格の 10% 程度の低落や生産減少など、その影響が小さくはないことなどを明らかにした。

多層的展開期における主な FTA では農産物貿易問題がこれまでにない形で多様に発生した。特に FTA 締結を優先した主要各国は、国内の一部利益団体の反発を抑えつつ、一部重要農産品目を除外するなどして、FTA によって生じた農産物貿易問題の部分的調整を図った。FTA 交渉では決着がつかない重大な問題は、その調整の先送りないし進行中の DDA の決着に委ねるなどの措置をとるという、いわば「調整しないという調整」を図ることで FTA の締結拡大に成功していった。だがそうした農産物貿易問題の部分的調整が交渉全体に及ぼす影響は決して小さくなかった。さらに FTA で例外的措置が認められた重要農産品にあっても多層的展開期において市場アクセスの拡大から完全に逃れられた品目は少なく、一層の市場アクセス拡大の影響はやはり小さくはないと見込まれる。

貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易自由化は一定の進展を遂げ、その意義は大きい。だが同時にそれは不均質で部分的な進展でもあった。両者は表裏一体の関係にある多層的展開の成果と限界である。農産物貿易自由化を包括的で調和したものにするためには、少なくとも交渉が停滞していた DDA での決着が必要不可欠であった。